

荒川区公契約条例（素案）に対するパブリック・コメント実施結果

1 募集期間

令和7年11月12日（水）から令和7年12月11日（木）まで（1か月間）

2 実施方法

区報及び荒川区ホームページへの掲載のほか、SNSへの投稿による周知を行うとともに素案を経理課及び区役所情報提供コーナーにて閲覧に供した。

3 意見提出者数

9名（ホームページから1名、持参1名、ファクシミリ2名、メール5名）

4 意見数

18件

5 意見の取り扱い

記号	区分	意見数
◎	条例に反映する（内容の充実）	0件
○	既に条例に盛り込まれている	7件
—	意見・要望としてお聞きする	11件
合計		18件

「荒川区公契約条例（素案）」に対する提出された「意見の概要」とそれに対する「区の考え方」

◎：条例に反映する（内容の充実） ○：既に条例に盛り込まれている —：意見・要望としてお聞きする

No.	分野	意見の概要	区の考え方	取扱
1	全般	全体として「荒川区公契約条例（素案）」に示された内容については、受注者または受注関係者による労働者に対する労働報酬下限額以上の支払いを適法に担保する唯一の仕組みである、民法規整型の『ILO94号条約』に準拠した公契約条例案であり、賛同致します。 （同一意見外3件）	公契約であっても民法に則し契約当事者双方の合意により契約内容を決めるべきであり、契約を根拠とする形式が適切かつ実効性が高いと考え、ILO94号条約型の条例案とさせていただきます。	—
2	全般	すべての適用労働者等の労働債権の請求権を法的に生じさせるための賃金条項と連帯責任条項、また、労働報酬下限額以上の賃金・報酬支払いの実効性確保のための労働者等への周知、申出権、不利益な取扱いの禁止、ほか約定違反時の措置は、いずれも条例の実効性担保のため必須であり、素案のとおり制定・施行されることを求めます。	実効性を担保するための約定事項については、先行自治体の状況や各団体へのヒアリング等を踏まえ定めており、区としても素案のと通りの制定・施行を目指してまいります。	—
3	全般	優れた人材を確保することができる労働者等の適正な労働環境を推進するとの目的にも賛同いたします。	様々な職種で人手不足が顕著になっている中、優れた人材の確保は区の喫緊の課題であり、条例制定により適正な労働環境等の整備を推進することで、人材確保につながるものと考えております。	—
4	基本方針	第3条、基本方針について 公契約条例の目的を実現させるためには、公契約の適正化が不可欠であり、受発注者の双方が共同して取り組むことが必要です。他自治体の条例にもあるように、基本方針や第4条区の責務などへ「区と受注者が対等平等な関係であることを前提とし、公契約の適正な履行に向け取り組むこと」等の内容を条例に定めてください。	契約は、発注者と受注者が各々対等な立場における合意に基づき締結するものであり、公契約においても同様であるとと考えております。ご意見の趣旨は条例に含まれているものと考えております。	○

5	適用範囲	<p>第6条の「工事又は製造の請負契約でその予定価格が1億円以上のもの」について、適用額の引上げ（議会案件・発注予定額1億8,000万円以上など）を再検討願います。</p>	<p>適用範囲につきましては、「1億8,000万円」の基準も検討いたしましたが、過去の実績を踏まえると、年度によっては適用対象契約がなくなることも想定されることから、事務量と条例制定の効果のバランスを考慮の上、素案の基準とさせていただきます。条例制定後、施行状況を勘案しながら、必要に応じて範囲の見直しを検討してまいります。</p>	—
6	適用範囲	<p>この条例素案を拝見し、労働環境整備を通じて地域経済を支える重要な一歩だと感じました。</p> <p>一方で、素案を読み進め、IT・DX分野への適用が不十分ではないかと考えます。区のDX推進に伴い、システム運用・アプリ開発等のIT委託が見込まれる中、主な対象は建設・清掃等の労働集約型業務ですが、IT委託も1,000万円以上であれば適用対象となります。しかしIT業界特有の成果報酬・フリーランス活用が主流のため、「時間給換算」（第7条・第8条）の実務適用が困難です。リモートワーク中心で立入調査（第11条）も実効性に欠け、人材確保の観点から見逃せません。具体的改善提案として、以下の点を条例に追加・明確化することを提案します。</p> <p>IT職種別労働報酬下限額の設定：プログラマー（月40万円相当、時給2,500円程度）、SE等の職種別基準を公共工事単価同様に区長告示で定める。他自治体（例：杉並区）の事例を参考に、区内IT人材流出を防ぎ、質の高いDX業務を確保。成果報酬・フリーランス対応：IT業務では「総額÷想定時間」で時給換算する方法を明確にし、フリーランスの低単価競争を防ぐ。</p> <p>デジタル報告・調査の導入：労務台帳をクラウド共有化し、立入調査をオンライン対応に。条例自体をDXで効率化し、</p>	<p>工事又は製造以外の請負契約及び委託契約の適用範囲については、その予定価格が1,000万円以上のものであります。規則で定める対象業務については現在検討中でございますが、現在の想定として、人件費割合が高いと思われる業種で、年間を通じて恒常的に履行する業務を考えており、特に事務量と条例制定の効果のバランスを考慮し、最低賃金に近い賃金で実施されているような業務を対象とする予定です。対象範囲については、条例制定後に実施状況、課題等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行ってまいります。</p> <p>また、労働報酬下限額及び職種別の基準については、条例制定後に設置する「(仮)荒川区公契約審議会」における審議・答申を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>	—

		<p>区のデジタルガバメント推進と整合。 対象拡大と区内優先：IT委託を500万円以上に引き下げ、区内事業者・人材優先条項追加。 たとえば商店街ごとに古いHPが多い現状を、誰でも更新できる統一フォーマット・SNS連動システムで支援し、経費削減と連携強化を想定。 これらにより、条例は建設業中心からDX時代に対応した包括的なものとなり、入札不調防止・優秀人材確保が加速します。ご検討をお願い申し上げます。</p>		
7	労働報酬 下限額	<p>第8条、労働報酬下限額の決定等について 労働報酬下限額の勘案として、(1)ではいわゆる公共工事設計労務単価、(2)では行政職給料表(二)とされています。優れた人材の確保、公契約の適正な履行及び要綱な品質の確保を図り、との条例目的を担保するためにも、これらの勘案基準のみに縛られることなく、情勢に合わせた柔軟な検討を行ってください。</p>	<p>労働報酬下限額につきましては、条例制定後に設置する「(仮)荒川区公契約審議会」において、審議・答申を踏まえ適切に対応してまいります。条例でお示しているのは、あくまでベースとなる基準ですので、賃金変動や市場動向等その他の指標も参考に、適切に反映してまいります。</p>	○
8	労働報酬 下限額	<p>労働報酬の下限額について、実際の物価や業界の状況に合わせて柔軟に見直していく仕組みがあると、区と事業者のどちらにとっても無理が生じにくいと感じました。</p>	<p>労働報酬下限額につきましては、条例制定後に設置する「(仮)荒川区公契約審議会」において、第8条本文の「その他の事情」を根拠として、物価、労務費等の状況を勘案し、毎年見直しを行う予定です。</p>	○
9	労働報酬 下限額	<p>第8条(2)について 次年度の業務委託契約、指定管理協定の労働報酬下限額を、第1条(目的)のとおりに「優れた人材を確保することができる」金額とするためには、民間賃金の動向と予測を十分勘案することが必須です。また、将来的には、職種別労働報酬下限額を設定することも考えられ、その際に、各種公的指標の勘案が必要となります。第8条(2)は東京都最低賃金と区職員給与に限定した内容となってお</p>	<p>労働報酬下限額につきましては、条例制定後に設置する「(仮)荒川区公契約審議会」において、審議、答申を踏まえ、適切に対応してまいります。条例でお示しているのは、あくまでベースとなる指標ですので、(3)第8条本文の「その他の事情」を根拠として、賃金変動や市場動向等その他の指標も参考に、適切に反映してまいります。</p>	○

		<p>り、不十分です。つきましては、業務委託契約、指定管理協定の次年度労働報酬下限額を定めるにあたり、以下のいずれかの方法（根拠）により、民間賃金動向、公的指標も勘案できるようにすることを求めます。</p> <p>（１）第８条（２）に「民間賃金動向および公的指標等」を追記する</p> <p>（２）「民間賃金動向および公的指標等」を勘案する旨の施行規則を定める</p> <p>（３）第８条本文の「その他の事情」を根拠とする</p>		
10	申出・周知・不利益取扱いの禁止	<p>労働報酬下限額の支払いの実効性を担保するため、労働者が事業者に対して労働報酬下限額という労働債権を確実に請求できるよう、次のことを条例に定める必要があります。</p> <p>（１）労働者に対する公契約条例および条例対象事業の労働報酬下限額について、個々の労働者が該当する職種を含めて、確認できる方法による周知の実施</p> <p>（２）労働報酬下限額の未払い又は労働報酬が労働報酬下限額を下回る場合に、当該労働者が区（公契約の当事者）に対して申し出を行う権利</p> <p>（３）上記申し出をした労働者に対する事業者による不利益取り扱いの禁止、申し出に関しては公益通報者保護法に準じた措置を明記すること（同一意見外４件）</p>	<p>ご意見については、公契約条例の実効性を確保していくために重要な事項と認識しており、荒川区公契約条例（素案）においても、（１）については条例案別表６、（２）については条例案第１０条、（３）については条例案別表７に盛り込まれているものと考えております。</p> <p>なお（１）について、具体的な周知内容及び周知方法については、施行規則や手引きにおいて示す予定です。</p>	○
11	立入調査公表	<p>立入調査や公表制度についてはどのような場合に実施されるのか、基準をもう少し明確にしていただけると公平性が保たれると思います。軽微な不備でも大きな影響が出てしまう可能性があるため、その点の配慮をお願いしたいです。</p>	<p>荒川区公契約条例（素案）においても、立入調査の実施基準は第１１条、公表制度の実施基準は第１３条において盛り込まれているものと考えておりますが、いただいたご意見を踏まえ、今後、より具体的にお示しできるよう、取り組んでまいります。</p>	○

12	審議会	<p>審議会の設置に関して 審議会では他区と同様、閉鎖的な運用とせず、一般傍聴も可能とし開かれた公契約条例審議会としてください。また、審議会では、単に労働者の下限額のみを議論とするのではなく、区内業者の育成や地域経済の発展に関わる諸課題についても意見交換を行い、幅広く公共サービスの向上に資する議論を行う場としてください。</p> <p>さらに、審議会の開催は、審議会の意見が区の発注等に十分に反映されるためにも、予算編成を考慮した開催日程としてください。(同一意見外4件)</p>	<p>公契約審議会については、傍聴を可能とすることを考えておりますが、具体的な運用については、規則で定めていくことを予定しています。</p> <p>また、公契約審議会においては、労働報酬下限額だけではなく、区長の諮問にに応じて、その他の公契約に関し必要な事項について意見を聞いていくことを考えております。</p> <p>公契約審議会の開催時期については、いただいたご意見を踏まえ、適正な時期に開催できるよう調整を行ってまいります。</p>	—
13	審議会	<p>第14条2・6、第15条 公契約審議会では、第14条2の「その他公契約に関し必要な事項」として、条例の実効性を向上するための運用課題や入札・公契約制度に関する意見・議論を行うよう求めます。</p>	<p>公契約審議会の調査・審議事項における「その他公契約に関し必要な事項」の具体的な内容については、いただいたご意見を踏まえ、検討してまいります。</p>	—
14	連帯責任	<p>労働報酬に関する受注者の「連帯責任」 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、または受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときには、当該受注関係者と連携して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないことを下請保護や元請責任(建設業法)の観点から盛り込むことが必要です。(同一意見外3件)</p>	<p>ご意見の趣旨については、公契約条例の実効性を確保していく上で、重要な事項と認識しており、荒川区公契約条例(素案)別表4において盛り込まれているものと考えております。</p>	○
15	周知	<p>別表6、第15条について 労働報酬下限額以上の労働報酬の支払い(労働者等の受取り)の実効性を担保するためには、すべての適用労働者等が実際に申出できる状態を確保、維持することが必須です。そのためには、すべての適用労働者等が、自身が適用労働者等</p>	<p>条例の実効性を高めるため、いただいたご意見に関する事項を労働者等へ周知、徹底することは非常に重要なことと考えております。</p> <p>今後、施行規則で適切に規定するよう進めてまいります。</p>	—

		<p>であること、受け取るべき労働報酬下限額、申出権と申出先、不利益な取扱いの禁止について認知するよう、周知を徹底する必要があります。</p> <p>別表の6の「その他規則で定める事項」に、適用労働者等の種類、当該労働者が受け取るべき労働報酬下限額、申出権と申出先、不利益な取扱いの禁止を含むよう求めます。</p>		
16	その他	<p>長期契約に関して</p> <p>長期契約にかかる労働報酬下限額は契約年度ではなく、年度ごとの下限額が適用されることを求めます。このため、受注者及び受注関係者が適正な下限額の支払いを行えるよう、長期契約となる業務委託契約や指定管理協定においても杉並区のようなスライド条項の適用を行ってください。(同一意見外4件)</p>	<p>現在でも、物価や人件費の変動を踏まえ、契約変更協議等、必要に応じて契約金額の見直し等の対応を行っているところです。</p> <p>公契約条例制定後も、業務委託契約や指定管理協定において、年度ごとの下限額を適用し、必要に応じて契約金額の見直しを行う予定です。</p>	—
17	その他	<p>公契約の透明性、労働者の処遇を整えていくという方向性に賛成です。その一方で、荒川区には小規模な事業者も多いと感じており、報告や掲示などの手続が増えることで負担が大きくなりすぎないかが少し気になりました。制度自体は良いものなので、現場が混乱しないように分かりやすいガイドラインやサポートがあると皆様が安心かと存じます。</p>	<p>事業者の負担や区のチェック体制を踏まえて、チェックシート方式による報告書の提出を検討しており、できる限り事業者の負担が増えないような運用を検討してまいります。</p> <p>また、条例制定後、周知期間を設け、現場の混乱がないよう、手引き等により分かりやすくご案内する等、適切な周知を図ってまいります。</p>	—
18	その他	<p>受注時提出の別表「労働条件等の区への報告」書式の簡易・簡素化を切望いたします。</p>	<p>事業者の負担や区のチェック体制を踏まえて、チェックシート方式による報告書の提出を検討しており、できる限り事業者の負担が増えないような運用を検討してまいります。</p>	—